

岩手県告示第394号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年7月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市内から奥州市内まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年7月14日から同年11月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 デジタル撮影